

## 奈良公園植栽計画検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 奈良公園基本戦略に基づき、将来にわたり奈良公園における植栽及び植物管理の指針となる奈良公園植栽計画に関する重要事項について調査審議することを目的として、奈良公園植栽計画検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 奈良公園における植栽に関する事項
- (2) 奈良公園における植物管理に関する事項
- (3) その他奈良公園における植栽及び植物管理を通しての奈良公園の魅力向上に関する事項

### (委員会の構成)

第3条 委員は、奈良県知事が委嘱し、別表に掲げる委員をもって構成する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、本委員会の設置の目的が達成するまでとする。

### (委員長)

第5条 委員長は、奈良県知事がこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を掌理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指定した委員がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会は、委員長の指示により事務局が招集する。

- 2 委員会の議長は、委員長がこれにあたる。
- 3 委員会は、委員の半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席者の総意をもって決するところによる。
- 5 委員長は、必要に応じ委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (事務局)

第7条 委員会の事務局は、奈良県土木部まちづくり推進局奈良公園室に置く。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成24年11月2日から施行する。

別表(第3条関係)

奈良公園植栽計画検討委員会 委員名簿

尼崎 博正	京都造形芸術大学教授
井原 縁	奈良県立大学准教授
西田 正憲	奈良県立大学教授
増田 昇	大阪府立大学大学院教授